

## パラスリート支援事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、パラアスリートの国際的な規模のスポーツの競技会（以下「国際大会」という。）及び全国的な規模のスポーツの競技会（以下「全国大会」という。）への出場を支援するため、予算の範囲内でパラアスリート支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）の定めるところのほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、パラアスリートに対し、国際大会及び全国大会の出場や、中央競技団体が主催する強化練習会や合宿に参加するために必要な費用を支援することにより、本県選手の競技力の向上を図ることを目的とする。

### (交付対象)

第3条 補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）とは、石川県出身者又は石川県内に住所あるいは所属を有するパラアスリートで、次に掲げる各号すべてに該当する者及びその介助者（1名まで）とする。

- 一 石川県障害者スポーツ協会から推薦を受けた者
- 二 過去5年間に国際大会又は全国大会で入賞したことがある、または、当該年度に中央競技団体が指定する日本代表選手若しくは強化選手であり、今後も活躍が期待できる者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者が国際大会及び全国大会の出場や、中央競技団体が主催する強化練習会や合宿に参加するために要する次の各号に掲げる経費とする。

- 一 交通費
- 二 宿泊費
- 三 参加負担金（知事が適当と認める経費に限る。）
- 四 競技用具運搬費
- 五 保険料

### (補助金額)

第5条 補助金の額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、対象経費に充てるための他の補助金等（石川県以外の団体からの補助金又は給付金をいう。以下この条において同じ。）の交付を受ける場合には、対象者が支払った対象経費の合計額から当該他の補助金等の額を控除する。

- 一 国際大会 対象者が支払った対象経費の合計額（一大会当たり上限は10万円）
- 二 全国大会 対象者が支払った対象経費の合計額の1/3（一大会当たり上限は10万円）
- 三 中央競技団体主催の強化練習会・合宿  
対象者が支払った対象経費の合計額の1/3（一回当たり上限は10万円）  
※ 中央競技団体から日本代表選手として指定されている選手のみ対象

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者又は当該対象者の代理人（以下「交付申請者」という。）は、あらかじめ石川県障害者スポーツ協会を通じ、補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 同一チーム内に複数の対象者が存在する場合は、代表者が複数の対象者を代表して申請することができることとする。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付額を決定し、補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき、修正を加え又は条件を付することができる。

3 知事は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第8条 交付申請者は、交付決定の通知を受けた後において、出場する競技会に変更が生じる等により、補助金の額の算定基礎に著しい増減が生じたときは、速やかに変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 知事は、変更承認申請書の内容が適正であると認めたときは、変更承認及び変更交付決定通知書により、交付申請者に通知するものとする。

2 前項の場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

(補助金の実績報告)

第10条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後30日を経過する日、または翌年3月31日のいずれか早い日までに、石川県障害者スポーツ協会を通じ、実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告を受理したときは、実績報告書の審査を行い、適性であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、交付申請者に確定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付申請者は、補助金を請求しようとするときは補助金請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

二 交付決定に付した条件に違反したとき。

2 交付申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、石川県補助金交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。